

残留限度値を超える濃度の麻薬成分を含有する製品の発見について

都では、カンナビジオール（CBD）などの大麻由来製品の安全かつ適切な流通の確保のため、都内で販売される CBD 製品の調査及び成分検査を行っています。

今般、成分検査を行ったところ、下記製品から残留限度値を超える濃度の麻薬成分が検出されました。

このため、危険性について都民に広く注意喚起するとともに、当該物品を所持している方に対して、違法であることを警告し、任意提出を促すものです。

なお、これまでに当該品による健康被害発生の報告は受けていません。

【製品概要】

製品表示内容 (抜粋)	商 品 名	ピローCBD ナイトドリンク
	名 称	清涼飲料水
	原材料名	果糖ブドウ糖液糖（国内製造）、イソマルトオリゴ糖シラップ、CBD 末、大麦乳酸発酵エキス（GABA）、食塩/トレハロース、グリシン、酸味料、増粘多糖類、環状オリゴ糖、香料、甘味料（ステビア）、L-テアニン、塩化マグネシウム、ビタミン B ₆ 、ビオチン
	販 売 者	株式会社バランスド（東京都渋谷区広尾 5-4-16-3F）
	製 造 所	タンポポ産業株式会社（千葉県船橋市二宮 1-6-8）
	内容量	500mL（50mL×10 本）
	賞味期限	2025.07
形状		液体
検出成分		残留限度値（0.1ppm）を超える Δ 9 - T H C（テトラヒドロカンナビノール）を検出

これらの物品をお持ちの方へ

上記の製品は「麻薬及び向精神薬取締法」における「麻薬」に該当し、販売・譲渡・購入・所持・使用等が厳しく規制されています。

上記の製品をお持ちの方は、絶対に使用せず、速やかに住所地の「都道府県薬務主管課」へ申し出て、その指示に従ってください。

【東京都にお住まいの方の窓口】

東京都保健医療局健康安全部薬務課

電話 03-5320-4505（直通）[午前9時から午後5時まで]

※上記申し出は、遅くとも『令和7年11月21日（金曜日）』までに行ってください。

また、健康被害が疑われる場合には、速やかに医療機関を受診してください。

【問合せ先】

保健医療局健康安全部薬務課

電話：03-5320-4512（ダイヤルイン）

【都の対応】

- 1 製品の販売者に当該製品の販売中止等を指示しました。
- 2 製造所を所管する千葉県に通報しました。
- 3 東京都公式ホームページに製品名等を掲載し、摂取による危険性等を都民に周知します。
- 4 関係団体へ注意喚起のため情報提供しました。

【試験実施機関】

東京都健康安全研究センター

【現品写真】（現品は薬務課で保管しています。）

「ピローCBD ナイトドリンク」
＜外箱＞



＜製品＞



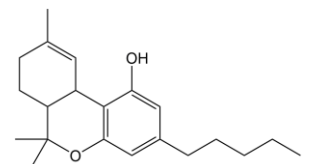
参 考

Δ 9 - T H Cについて

物質名：6 a ・ 7 ・ 8 ・ 1 0 a - テトラヒドロ - 6 ・ 6 ・ 9 - トリメチル -
3 - ペンチル - 6 H - ジベンゾ [b ・ d] ピラン - 1 - オール及びその塩類

別 名：デルタ 9 テトラヒドロカンナビノール

法規制：令和 5 年 1 2 月の麻薬及び向精神薬取締法改正により、
「Δ 9 - T H C を一定量以上※含む製品」が麻薬として
規制され、令和 6 年 1 2 月から施行された。



【 Δ 9 - T H C 】

※濫用による保健衛生上の危害が発生しない量として政令で定める量（残留限度値）

種類	残留限度値	製品例
油脂（常温で液体のもの） 粉末	10ppm	CBD オイル・ヘンプシードオイル・化粧オイル等
		CBD パウダー・プロテイン等
水溶液	0.1ppm	清涼飲料水・アルコール飲料・化粧水等
		牛乳・植物性の飲料等
その他	1ppm	菓子類・錠剤・バター等
		電子タバコ等
		シャンプー・リンス・乳液・クリーム・マヨネーズ・バーム・ドレッシング等
		ゼリー等